

第10回町田市農業委員会総会議事録

(2019年12月19日)

- 議 長 ただ今から、第10回 町田市農業委員会総会を開会いたします。
- 本日の署名委員は9番・若林委員、10番・中嶋委員を指名致します。
- それでは議案の審議に入ります。
- 日程第1、議案第22号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」別紙により上程します。
- 別紙につきましては、事務局係長より内容の説明をいたさせます。
- 事務局係長 (3件の従事者証明の申出者、申出の生産緑地、申出の理由について説明)
- 議 長 暫時、休憩いたします。
- (休 憩)
- 議 長 再開いたします。ご確認いただいた委員から報告をお願いいたします。
- 尾 作 委 員 (申請者、申請理由、申出の生産緑地について詳細を説明)
- 大 貫 委 員 (申請者、申請理由、申出の生産緑地について詳細を説明)
- 若 林 委 員 (申請者、申請理由、申出の生産緑地について詳細を説明)
- 議 長 議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。
- ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。
- これより採決に入ります。本議案のとおり証明することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。
- (挙 手 全 員)
- 挙手全員であります。よって本議案のとおり証明することに決めます。
- 続いて日程第2、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」別紙により上程します。
- 別紙につきましては、事務局長より内容の説明をいたさせます
- 事務局 長 (許可申請の申請者、申請の農地、申請理由について説明)
- 議 長 事務局担当者より農地法第3条許可の流れ、許可の要件などについて概要説明をいたさせます。

事務局 (農地法第3条について概要説明)

議長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり許可することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり許可することに決めます。

続いて、町田市農業委員会会長専決規程に基づく専決事項および報告事項について、事務局長に一括報告いたさせます。

事務局長 農地法が11月1日付けで改正されており、資料にある農地法4条第1項第7号が8号に変更となっています。

専決事項 (農地法4条6件、5条21件、納税猶予に関する適格者証明書0件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書8件)

報告事項 (農地法第18条第6項の規定による通知について0件)

暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。報告は終わりました。何かご質問はありませんか。何もないようですので、以上をもちまして本会議を閉会いたします。